

弥富市役所 65-1111 (代表)

・ 鍋田支所 68-8001

・ 十四山支所 52-2111

・ 総合福祉センター 65-8103

・ 総合社会教育センター 65-0002

・ 図書館 65-1117

・ 歴史民俗資料館 65-4355

・ 同報無線確認電話 65-8517

※臨時放送の確認ができません。

(市外局番 0567)

※切り取ってお使いください

市の人口と世帯数

人口	44,479人 (-30)
男	22,346人 (-18)
女	22,133人 (-12)
世帯	16,675 (+6)

(平成26年10月1日現在)

おしらせします

給付金などの申請をお忘れなく

「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金・子育て支援減税手当」の申請期限は12月26日(金)までです。

この期限を過ぎると、申請書を受け付けることができなくなり、申請書が届いている方は忘れずに申請してください。

詳細は8月に配布したチラシや市ホームページ「おしらせ」をご覧ください。

問い合わせ先

- 臨時福祉給付金 市役所福祉課(内線162)
- 子育て世帯臨時特例給付金・子育て支援減税手当 市役所児童課(内線152)

平成27年度 保育所(園)入所受付ご案内

申込書類交付場所

11月4日(火)から市役所児童課・十四山支所・各保育所(園)でお渡しします。

入所受付日程

保育所での受付日程は表のとおりです。受付時間は午後3時～5時です。申込書類を持参の上、受付日にお申し込みください。なお、各受付日にご都合が悪い場合は、受付日の翌日以降も11月28日(金)まで随時保育所にて受け付けします。

また、11月25日(火)からは、市役所児童課窓口でもすべての保育所を受け付けます(午前8時30分～午後5時15分)。申込期限は、11月28日(金)です。

平成27年4月からの入所だけでなく、育児休業・職場復帰など

受付日	受付保育所
11月17日(月)	白鳥保育所
11月18日(火)	桜保育所 栄南保育所
11月19日(水)	南部保育所 大藤保育所 弥生保育所 西部保育所 ひので保育所 十四山保育所

で年度の途中に入所を希望される児童も受け付けます。

▼(仮称)弥富はばたき保育園が開園
平成27年4月から弥富はばたき幼稚園が、認定こども園に移行する予定です。それに伴い、(仮称)学校法人愛育学園認定こども園弥富はばたき保育園が開園します。

※認定こども園：幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

入園受付は市役所児童課にて11月17日(月)から行います。申込期限は、11月28日(金)です。

入所基準

- ①就労
 - ②妊娠、出産
 - ③疾病、障がい
- 児童の保護者のいずれもが次のいずれかの事由などに該当すること。

国保税の納付をお忘れなく

○国民健康保険税(国保税)の納付
国民健康保険は、世帯単位で加入するもので、納税義務者は世帯主です。

12月1日(月)は、国保税の第4期の納期限です。自主納付の方は、金融機関などで納めてください。口座振替の方は預(貯)金残高を確認してください。

今後の納期限

- 第5期：平成27年2月2日(月)第6期：平成27年3月31日(火)

○国保税の月割課税

社会保険などを離脱すると、国民健康保険に加入することになります。加入した月から年度末の3月までが課税対象となり、届け出た日以後の納期に割り振って国保税が課されます。

○届け出は14日以内に

届け出が遅れると、少ない納期に割り振られ、1回当たりの納付額が高くなります。社会保険などを離脱した場合は、14日以内に届け出てください。

問い合わせ先

市役所保険年金課(内線123)

国民健康保険事業運営の適正化にご協力をお願いします

国民健康保険の加入者の方で、次の基準に該当する方は、家族の社会保険などの「被扶養者」に認定されることがあります。

被扶養者に認定されると、その方の国民健康保険税がかからなくなり、被扶養者に認定されても社会保険料は変わりませんので、該当する場合は勤務先で手続きをしてください。

適切な健康保険に加入することで、国民健康保険運営の適正化が図れますので、ご協力をお願いします。

▼被扶養者認定基準

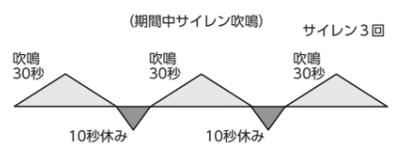
- 60歳以上で、年間収入が180万円未満で扶養者の年収の2分の1未満の方。
 - 60歳未満で、年間収入が130万円未満で扶養者の年収の2分の1未満の方。
 - 障害年金受給要件程度の障がい者で、年間収入が180万円未満で扶養者の年収の2分の1未満の方。
- 扶養者が加入している保険によつては、認定基準が異なる場合がありますので詳しくは勤務先にお聞きください。

○被扶養者に認定された場合は必ず届出を

社会保険などの被保険者に認定

秋全国火災予防運動期間中(11月9日～15日)サイレンを鳴らします

火災が発生しやすい時季に備え、火災予防思想の一層の普及を図るとともに、火災による死傷・財産の損失を防ぐため、運動期間中、市消防団が午前7時と午後7時にサイレンを鳴らし、火災予防の啓発を実施します。



火災とお間違えにならないよう、ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先

市役所防災安全課(内線362)

子ども・子育て支援新制度について

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が可決・成立し、公布されました。

この3法に基づき「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月

- ④同居または長期入院などしている親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学(職業訓練校など)における職業訓練を含む。

▼延長保育

次のとおり各保育所(園)で実施します。

○午前7時30分～午後7時

※私的契約児は延長保育を利用できません。

▼入所年齢

〈満8か月〉 南部・桜・大藤・白鳥・栄南・西部・十四山保育所

〈満6か月〉 ひので保育所(仮称)弥富はばたき保育園(満3か月) 弥生保育所

▼障がい児の入所

入所基準に該当し、集団保育が可能な児童で、心身に障がいがあると思われる場合は、事前に市役所児童課へご相談ください。

▼私的契約児

市立保育所では、入所基準に該当しない児童について、優先入所区域保育所の定員に余裕がある場合に限り、私的契約児として受け入れます(3歳未満児を除きます)。

▼私的契約児

なお、保育料が異なります。私的契約児の年度途中入所はできません。

※詳細につきましては、11月4日(火)から配布する保育所(園)

から本格施行される予定です。

新制度では、消費税引き上げによる増収分の一部などを財源に、子ども・子育て支援を充実することになっています。

▼子ども・子育て関連3法とは

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された以下の3つの法律のことをいいます。

- ・子ども子育て支援法
- ・認定こども園法の一部改正法
- ・児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法

▼子ども・子育て支援新制度の目的

今回の新制度は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会的実現を目指して創設されたもので、次の3つの目的を掲げています。

- ①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- ②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- ③地域の子ども・子育て支援の充実

▼施設を利用するための認定制度が始まります

新制度の適用を受ける幼稚園、保育所、認定こども園などの利用を希望する保護者の方は、教育・保育の必要性の認定申請をして、利用希望の施設や年齢に